

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鈴木 浩二
登録番号又は法人番号	21132271
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	鈴木浩二行政書士事務所
事務所所在地	埼玉県川口市西川口1-6-1 小野田ビル6F
処分年月日	令和8年3月27日
処分内容(種類)	廃業の勧告(会員の権利の停止を含む)
上記処分をした理由	<p>1 被処分者は、行政書士名簿に登録を受けた住所及び事務所の所在地に変更が生じていたが変更の登録の申請をしていないため、行政書士法第6条の4(変更登録)に違反する。</p> <p>2 被処分者に対し、令和6年12月26日に1年間の会員の権利の停止処分をした際の処分決定通知書において変更登録申請書を至急提出するよう求めた。しかし、変更の登録を申請しないため、監察部会が令和7年12月15日及び令和8年1月22日に呼び出したが、無断で欠席した。</p> <p>3 さらに、綱紀委員会で被処分者に事情を弁明させるため、令和8年3月6日に呼び出したが、無断で欠席した。</p> <p>4 以上のように本会からの再三にわたる呼び出しにも応じず、令和7年度後期会費を未だ納入していない状況を踏まえると被処分者に行政書士としての業務継続意思はないものとみなせる。</p> <p>5 よって、埼玉県行政書士会会則第17条に基づき同会会則第17条の2第1項第3号の「廃業の勧告(会員の権利の停止)」の処分を行うことが令和8年3月19日開催された理事会で議決された。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第6条の4(変更登録)